

○議会の議員その他非常勤の職員の西いぶり広域連合公務災害補償等に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 2 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号。という。）第 6 9 条及び第 7 0 条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(室蘭市条例の準用)

第 2 条 この条例の施行については、議会の議員その他非常勤の職員の室蘭市公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年室蘭市条例第 3 2 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。